

政令第百二十八号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第九十号を第九十二号とし、第六十一号から第八十九号までを二号ずつ繰り下げ、第六十号の次に次の二号を加える。

六十一 「二―（五―フルオロペンチル）―H―インドール―三―イル」（ナフタレン―一―イル）メ  
タノン及びその塩類

六十二 「二―（五―フルオロペンチル）―H―インドール―三―イル」（四―メチルナフタレン―一  
―イル）メタノン及びその塩類

附 則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。